

年金だより

**国民年金の
任意加入制度**

住民税務課 ☎ 0994-22-3039
住民生活課 ☎ 0994-25-2511
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金の満額の年金を受け取るためには、任意加入をして年金額を増やすまたは、受給要件を満たす(高齢任意加入・特例高齢任意加入制度があります)。

60歳に達した日の属する月以後、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金、共済組合に加入しておらず、国民年金の繰り上げ受給をしていないときは任意加入した上で保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。任意加入は、申し出した日からとなります。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入すること

とはできません。

◎年金額を増やす、受給要件を満たすためには、

① 高齢任意加入 65歳になるまでの間

・年金額が満額に到達していない方

・受給資格(10年)を満たしていない方または、年金額を増額させたい方

② 特例高齢任意加入 70歳になるまでの間(受給要件を満たすまで)

・受給要件(10年)を満たしていない方。ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方

*「海外任意加入制度」

・日本に住所を有しなくなったときは、喪失手続きが必要となりますが、日本国籍を持つ方は国民年金に任意加入することができ、国内で保険料を納めた方と同様に、保険料納付済期間に応じた老齢基礎年金や障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができません。

ただし、任意加入しない場合は、海外に居住していた期間は老齢基礎年金などの受給資格期間として計算されませんが、年金額には反映されません。

◎納付方法は、「口座振替」または「クレジットカード」納付となります。

**マイナンバーカードを作って
ポイントを貯めよう!**

使ってもらえるマイナポイント

決済サービスを連携させることで決済時の金額の25%・またはチャージした金額の25%がポイントとして還元されます。そのとき還元されるポイントがマイナポイントとなります。

マイナポイントをもらうには?

マイナポイントを利用するためには、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードはパソコン・スマートフォン・郵便などから申請することが可能です。

マイナンバーカードにマイキーIDを設定してもらうことができます。

※マイキーIDの設定にはマイナンバーカードのICチップに「電子証明書」を搭載する必要があります。パスワードの設定が必要なので、カードの申請時または受け取り時に市町村で設定を行ってください。

いつごろはじまるの?

サービスの開始が2020年7月以降の予定です。マイナポイントサービスを活用するためには、ご自身のマイナンバーカードがなければご利用できません。マイナンバーカードは申請から発行までおよそ1か月かかります。マイナポイントのサービスをご利用の際、サービス開始直前は申請が込み合いますのでお早めに申請ください。

住民税務課 ☎ 22-3039



お知らせ

照葉樹の森イベント開催

照葉樹の森では、椎茸コマ打ち体験や自然を満喫できる登山会などを行います。

ぜひ、ご家族やお友達とご参加ください。

椎茸コマ打ち体験教室

2月23日(日)

月例登山会「稲尾岳西口」打詰

3月8日(日)

自然体感ウォーキング「陣ノ岡」横尾岳

3月22日(日)

※参加費、応募期間などイベントの詳細は、照葉樹の森ホーム

ページをご覧ください。

●問合せ・申込み
照葉樹の森管理事務所
☎ 080・6417・6518

令和2年国勢調査を実施

国勢調査は、我が国に居住する全ての人を対象として、5年ごとに実施される国の最も基本的で重要な統計調査です。

令和2年10月1日現在で実施される令和2年国勢調査は、大正9年の調査開始から実施100年の節目を迎えます。県では、本年1月20日に設置した「令和2年国勢調査鹿児島県実施本部」が中心となり、国、市町村及び関係団体等との連携を

緊密にし、インターネット回答の積極的推進など、社会情勢や国民生活の変化に対応した的確な統計調査の実施に取り組みます。

なお、市町村では、現在、「国勢調査員」として調査業務に携わっていただける方を広く募集しています。

※国勢調査員募集については国勢調査キャンペーンサイトでお申し込みください。

問合せ 県庁統計課
☎ 099・286・2482

未婚の児童扶養手当受給者の方に給付金を支給します

児童扶養手当受給者のうち、

**第23回まちづくり町民講座
再生可能エネルギー講演会開催**

現在、町全体の再生可能エネルギー活用に向けた計画策定を進めています。その計画内容について住民の方へ説明し、情報共有を図りたいと思います。また、策定委員会委員長による講演も行い、再生可能エネルギーへの理解を深めていきたいと考えています。皆さまのご参加お待ちしております。申込みは不要です。

テーマ▶「再生可能エネルギーの理解を深めよう」

**内容▶東京大学大学院 松橋教授による講演会
エネルギー計画の内容説明**

日時▶2月27日(日) 18:00-

場所▶錦江町役場 2階会議室

当日は策定委員会も15時から開催。傍聴もできます。

東京大学 大学院
松橋 隆治 教授

総務課 ☎ 22-0511

未婚のひとり親に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

●支給額は、17,500円

●支給対象者は、次のすべての要件を満たす方となります。

・令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

・令和元年10月31日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方

・令和元年10月31日において、事実婚をしていない方または、事実婚の相手方の生死が明らかでない方

●申請期間や、支給時期については、市町村ごとに異なります。

詳しくは、お住まいの市町村福祉担当窓口にお訪ねください。

問合せ 県庁子ども家庭課
☎ 099・286・2766

創業支援資金のご案内

創業支援資金は、県内で新規に事業を開始される方を対象に、事業開始に必要な資金を融資する制度資金です。

●融資対象者

・国が認定した市町村の特定創業支援等事業の支援を受けた方

・商工団体の推薦を受けて、新たに事業を開始しようとする方

・融資期間 運転資金7年以内、設備資金10年以内

・融資金利率

年1.7%～年2.3%

・保証料率

年0.13%～年1.58%

※女性や青年(30歳未満)の場合、さらに0.32%引き下げます。

●問合せ 県庁経営金融課
☎ 099・286・2946

【大隅地域振興局会場】

●日時 2月27日(日)、3月12日(日)、26日(日)

午前10時30分～午後2時(受付は午後1時30分まで)

●場所 大隅地域振興局1階

●問合せ 県庁通事故相談所
☎ 099・286・2526

令和元年分の確定申告について

●申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税・3月16日(日)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税・3月31日(木)まで

●確定申告会場の開設について(確定申告期間中)

確定申告書の提出や記載要領などの相談にご利用ください。

●開設期間

2月17日(日)～3月16日(日)

●申告会場 鹿児島県庁管内の方は鹿児島市町村自治会館 他地域のの方は各税務署

●受付時間 9時～16時

※土曜日・日曜日・祝日は、開設していません。ただし、鹿児島県庁管内の申告会場(鹿児島市町村自治会館)は、2月24日及び3月1日に限り開設します。くわしくは最寄りの税務署に問合せるか、国税庁ホームページをご覧ください。

問合せ 鹿屋税務署
☎ 0994・42・3127

**緊急性の高い患者さんの診療が遅れます
夜間救急センターの適正利用を**

大隅広域夜間急病センター及び夜間救急当番医は、夜間の緊急性の高い患者さんの処置を行うことを目的とした医療機関です。比較的軽症の患者や「昼は仕事だから」「薬だけ」といった理由で夜間に受診すると、緊急性の高い患者さんの診療の遅れや受診ができなくなる場合があります。目的を正しく理解し、夜間の診療体制を守りましょう。

診療内容

夜間急病センター▶内科及び小児科の応急的な処置(薬の処方1日分のみ)

夜間救急当番医▶外科の応急的な処置

診療時間

夜間急病センター	19時～翌日7時 受付は6時30分まで
夜間救急当番医	18時～23時 23時以降は急患のみ

夜間救急当番医(外科)の医療機関は、当日17時以降に案内☎ 0994-43-0119でご確認ください。

保健福祉課 ☎ 22-3044



交通事故相談所の出張相談

鹿児島県交通安全協会では、大隅地域振興局及び大島支庁において定期的な出張相談を行っています。2月15日から3月末までの相談は下記のとおり実施する予定です。なお、相談は無料です。

●問合せ 県庁経営金融課
☎ 099・286・2946

【大隅地域振興局会場】

●日時 2月27日(日)、3月12日(日)、26日(日)

午前10時30分～午後2時(受付は午後1時30分まで)

●場所 大隅地域振興局1階

●問合せ 県庁通事故相談所
☎ 099・286・2526